

| 第12回「森を育む」施策を検討する部会 会議録 | |
|-------------------------|---|
| 日 時 | 令和2年2月26日(水) 10時00分～正午 |
| 開 催 場 所 | 関内中央ビル3B 協議室 |
| 出 席 者 | 岩本委員、奥井委員、高橋委員、望月委員(五十音順) |
| 欠 席 者 | 網代委員 |
| 開 催 形 態 | 公開(傍聴0人) |
| 議 題 | 1 部会長の選任について 2 「森を育む」事業の内容について 3 その他 |
| 議 事 | <p>事務局： 本日はご多忙のところお集まりいただきましてありがとうございます。</p> <p>ただ今から横浜みどりアップ計画市民推進会議第12回森を育む部会を開催いたします。</p> <p>まず、本日の会議について報告いたします。本会議ですが、横浜みどりアップ計画市民推進会議運営要綱第5条第2項の規定によりまして、半数以上の出席が会議の成立要件となっておりますが、本日、議員定数5名のところ、4名の方のご出席をいただいておりますので、会議が成立することを報告いたします。</p> <p>本会議ですが、同要綱第8条により公開となっており、会議室内に傍聴席と記者席を設けております。また、本日の会議録につきましても公開とさせていただきます。会議録は各委員の皆さまに事前にご確認をいただきたいと思います。なお、会議録には個々の発言者氏名を記載することとしておりますのでご了承いただきたいと思います。</p> <p>さらに、本会議中におきまして写真撮影を行い、ホームページおよび広報誌等へ掲載をさせていただくことも併せてご了承いただきたいと思います。</p> <p>それでは、次第の1番に移りたいと思います。部会長の選任を、今回は部会が初めてということで行いたいと思いますが、横浜みどりアップ計画市民推進会議運営要綱第6条第3項の規定によりまして、「部会に部会長を置き、部会長は当該部会の委員および専門委員の互選によって定める」とあります。どなたかご提案はございますか。</p> <p>岩本委員： 私は2期目ですが、望月先生がいろいろご存じで、またご指導いただきたいと思います。推薦いたします。</p> <p>高橋委員： 賛同いたします。</p> <p>事務局： では、ご意見ございましたけれども、望月先生、部会長ということでよろしいでしょうか。</p> <p>一同： よろしく願いいたします。</p> |

事務局： それでは、部会長を望月先生にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

望月部会長： 皆さん、顔を知ったメンバーですので、よろしくお願ひします。

事務局： それでは、改めて、これ以降の議事進行につきましては望月部会長にお願ひいたします。

望月部会長： はい。
それでは、次第の第2番に移ります。「横浜みどりアップ計画[2019～2023]の取組内容」および計画の柱であります、「市民とともに次世代につなぐ森を育む」の内容についてです。事務局のほうから説明をお願ひします。

(事務局説明)

望月部会長： どうもありがとうございました。
そもそもの計画から始まって、実際にみどり税が導入されて、どういう形で事業が進められてきたかということ踏まえて、この会議のメインであります、森を育む施策が実際にどう実行されているかという説明だったと思いますけど。
多分、私や岩本さんは2期目になるので、既にある程度知識は持っていますけれども、奥井さんと高橋さんは多分、まとまった形で説明をされるのはあまりないかなと思うので、まず、奥井さんと高橋さんのほうから、どんなことでも結構ですから、この際お聞きになりたいことがあれば。

高橋委員： よろしいですか。
市民の森のガイドマップで「ふれあいの樹林」というのが出てきます。この計画の中でもいろいろと「ふれあいの樹林」について述べられていますが、その位置付けがちょっと分かりません。

事務局： 「ふれあいの樹林」についても、市の条例に基づく制度です。過去には推進していましたが、今は新規指定をやめておまして、既に契約済みの所だけです。フォローは引き続き行っていきます。市民の森の小さい版のような感じでした。
確か、1～2ヘクタールぐらいだったかと思います。市民の森が昔は5ヘクタール以上と言っていたので。
市民の森より小規模だけれど、利用していただきながら保全する制度です。

高橋委員： それと、横浜市ふるさと納税に、よこはま協働の森基金というのがありますよね。

事務局： そうですね。

高橋委員： これは、みどり税とは違う基金という形にしているんですか。

事務局： みどり税ができる前から実質、やっている制度で、市民の方がこの森を保全するためにお金を出すので、市も協力してこの森を保全してもらいたいというお話いただいたときに、基金の中に市民からいただいたお金と市のお金とを合わせて、その森を買い入れたり、あるいは、既存の、指定して保全されている市民の森等の整備にも、最近はずいぶん、その基金のお金を使ったりもしていて、別の基金

にはしていません。

高橋委員： みどりアップ計画とは別扱い？

事務局： みどりアップ計画の中には入っています。

高橋委員： そのあたりの位置付けがちょっと分からなかったもので。

事務局： みどりアップ計画ができる以前から、身近な樹林地を保全したいという意見があって、とはいえ、所有者さんの意向もあるので、私たちも保全はしたいけれど、なかなか手が出せませんでした。例えるなら、ナショナル・トラストに近い発想です。皆さんがお金を出すから、この身近な森を守ってほしいと言われたものに対して、その基金を使って、一定の割合以上の募金が集まったら、残りの部分を足して、樹林地を取得することができます、とご要望を受けられるようにしました。

高橋委員： 計画の説明の中には入れていないんですか。

事務局： 目標を作って進めるということが難しく、入れていません。ご相談があったときにご紹介はしていますが、実際にそれで買わせていただいた事例はまだ1件しかない状況です。

高橋委員： あまり寄付も少ないかもしれないですね。分かりました。あともう1点、緑地保全制度の中の管理形態であるんですけども。市民の森でも随分、昨年の台風15号と19号で被害を受けて、その際に土地所有者だけで倒木処理や、安全のために枝を切ったりすることはなかなかできないんじゃないかなと。そのときには、市のほうが協力しているいろいろなとやっているとありますが。制度の案内には、原則、所有者による管理とあります。台風の場合に、この補助制度を使ってサポートしているんでしょうか。

事務局： はい。おっしゃるとおりで、樹林地の維持管理の助成金を活用していただいて、土地所有者が業者に支払うお金の一部分を助成しています。目標数値、5年間で500件として進めておまして、今年度も、台風の被害で樹林地の中で木が倒れてしまったので、その撤去、処分をこの助成を使ってやったという事例も10件以上あります。

高橋委員： このような台風がまた、毎年、毎年起こってくると、うまく予算措置をしておかないと、対応できないこともあるでしょう。せっかく市民の森として管理されていて、愛護会の方も活躍されている。できるだけみんなが安心安全に中を散策できたり、活用できるように、横浜市としてはいろいろフォローしていかなくちゃいけないと思います。ぜひとも市民の森を支援していただければなと思います。

事務局： ありがとうございます。もう少し補足しますと、市民の森につきましては、市民利用がありますので、民有地であって市民の森契約をして公開している所であっても、そのような場合、横浜市のほうが維持管理を行って、安全対策を図っております。特別緑地保全地区や、緑地保存地区、源流の森保存地区は、公開されていない樹林地で、そういう所でも土地所有者が管理をするときに維持管理助成を一部活用していただいて支援していこうと、そのような趣旨でやっております。市民の森は土地所有者に任せただけでは、難しい

と思っておりますので、横浜市のほうが率先して手を入れていきます。

事務局： 市民利用をしていただいているというところで、市民の森は市としても一緒になって管理していくようにしています。

事務局： 付け加えますと、高橋委員がおっしゃったように、今回、台風被害が大きかった。今、3期目の計画ですが、所有者の方が持ち続けるための課題は、相続税と維持管理の二大巨頭が、揺るがなくあります。どうしても維持管理に対しての助成制度は必要などころがあると、少しずつ、維持管理助成の制度を拡充しているところですが、想定を超える異常気象があると、このままで対応できるかという不安は若干あります。ご意見をまた広く伺いたいと思います。

高橋委員： 心配しているのは、大雨による土砂崩れのような形で各対象地から住宅へ土砂が流れたときのサポートもなかなか大変かなど。場合によっては、そういうのを防止する対応策とかは、みどりアップ計画だけでなく、色々な形でその辺りのことを解決していかなくちゃいけないのかなとは思いました。

事務局： そうですね。おっしゃるとおりだと思います。今回、そういう面では、充実させた維持管理助成の内容として簡易土留めなどを追加しています。簡易土留めは、本当に大規模な崩壊は止められませんが、小規模に土が流れていくことに対しては、助成の範囲としています。

奥井委員： 基本的なことですが、市街化区域と市街化調整区域の違いを、教えていただいてもいいですか。

事務局： 緑の10大拠点で説明いたします。横浜市全域は4万3000ヘクタールぐらいあります。全域が都市計画区域で、最初に都市計画で決める一番大本は、市街化区域がどこで、市街化調整区域がどこかということです。横浜市の場合は大体、10大拠点になっている所はほぼ市街化調整区域にあたります。大体、川沿いのエリアを中心に市街化調整区域が指定されています。今、市域の約4分の1が市街化調整区域で、4分の3が市街化区域になっています。何ができるか、できないかは、市街化区域については、住宅などを造ること、いわゆる開発行為が基本的にはできます。

市街化調整区域は、基本的にはそのような行為はできませんが、例えば、木を切るようなことであれば、開発にはなりません。開発になるか、ならないかは基準で決まっています。調整区域の中でも許されている開発のようなこと、例えば、墓地を造るようなことは認められています。

奥井委員： 農地にすることはできますか。

事務局： 農地は、また別の法律があります。開墾して農地を増やすということは可能ですが、それが農地として認められる必要があります。認められれば課税が農地課税になりますが、市街化区域内で、例えば、家庭菜園的に家の庭を耕したから、その税金が農地並み

に安くなる、ということにはなりません。

奥井委員： 税金が絡んでくるんですね。

望月部会長： はい。

事務局： 山を開墾して農地状にすることはできます。届出すれば、調整区域であれば、農地として認められるということもあります。

事務局： ただし、横浜市は逆の状態が多く、農地がある所に家を建てて、農地は減っています。逆の状況はあまりケースとしてありません。

望月部会長： 分かりやすく言うと、横浜市は全域、都市計画で指定する必要があります。地方であれば、都市計画を制定しなきゃいけない地域とそうでない地域がありますが。都市計画法に基づいて都市計画を定めるとき、市街化区域と市街化調整区域の二つに分けます。そして市街化区域は、家が建てられますよ、あるいは、お店が建てられますよ、という区域です。市街化区域内に指定されると、固定資産税が高くなる。土地評価額が市街化で課税されるので、大変なんです。

市街化区域内に、例えば、農地を持っていると、そこに税金がかかって大変です。アパートを建てると、地代が入ってきたりして、税金を払えますが、農地にしていて何も作らなかつたら、その税金が払えないということになる。そうなると、農家の中で市街化区域内に農地を持っている人は開発しちゃう、農地を減らす、つまり、家を造って売っちゃうということになります。これが一つ。

それに対し、市街化調整区域は、名前が分かりにくいと思いますが、本当は非市街化区域です。市街地にはいけない。つまり、都市の中の市街地にはいけない区域が市街化調整区域です。ところが、なぜ調整区域というかということ、ある特定の目的があったときには、そこでもある一定の公益的な要素があると、市街化区域で建てられるようなものであっても、開発していいですよという特例を持っている。

奥井委員： 例えば、どんなことがありますか。

望月部会長： 例えば、老人ホームを造るのであれば、開発できるという話になります。ある一定の要件を満たすと、市街化調整区域でも造れる。老人ホームはまだいいんですが、一番よくあるのが、開発をせず資材置場にすることができる。開発していません、何もしていません、土地はいじっていません、物を置くだけです、だからいいですよという話になる。それで、突然、山全体がごみの山になるんです。開発していないので、止められないんです。

そこで、市街化調整区域の緑をどうやって守るかという話が問題になります。市街化調整区域であれば、住宅を建てられないので固定資産税の税金はすごく安い。だから、本当は森にしておいて、固定資産税を安くしておくとな非常に負担は少なく、持っている人にとってはいい。ところが、相続が起きたときに、ある一定の面積の森を相続する、相続税を払う必要が生じたときに、どうするかという話になる。その際にネックになるのが、相続税を払えないケースです。ここで、相続税を払えないなら、引き受けますよという業者が出てくる。市街化区域であれば、評価額が高いので、業者が引き受けるときも相当高い値段で土地を買いますが、市街化調整区域にある森であれば、開発業者が引き受けても、家を建てられません。だ

から、ものすごく安い値段でそういう森を開発業者が引き受けるわけです。そういった開発業者は、老人ホームを造るのであればまだいいほうですが、資材置場にして土地を高く貸す業者も出てしまいます。そうすると、緑はどんどんなくなっていき、資材置場のような、本当だとある程度規制すべき使い方をされてしまうケースが、ものすごく大きな問題になっていました。

市街化区域と市街化調整区域とがあり、市街化区域の緑と、市街化調整区域の緑をどう守るかという、二つの難題が出ました。広い面積であれば、国の都市緑地法の網が掛かるので、対処はできます。しかしそれ以外の土地については、横浜市は、寄付をもらったときには対応できますが、それ以外の開発に対してはお金がないので対応できなかったんです。

そこで、やはり緑を市民のために守っていくためには、どうしても財源が必要でしょうということで、市民の皆さん一人一人に年間で900円をもらって、それを財源にして緑の保存ができるような施策を一生懸命、市の職員の皆さんが考えたんです。その結果が今、説明であったようなことです。

本当に市街化区域と市街化調整区域、どこが違うのかということを知るのは、それだけでもものすごく、こういう緑を守るためには重要な事柄なんです。調整区域で土地を100坪持っていていようとも、家を建てられないので、この土地をどうするのか、という話になってしまう。

奥井委員： それは行政が決めたものですね。

望月部会長： 行政が決めています。「家、建てたいです」と言っても、調整区域であれば、門前払いになります。そうすると、持っていてもしようがない、売りましょう、という話になり、売られた先、買った人は、自分の目的に沿った使い方をしますから、あっという間に緑なんかはきれいになくなっていく。突然、隣に資材置場ができたとかですね。小さな資材置場であればいいんですけど、一山まるごと資材置場にすると、ものすごくもうかりますから、すぐそういうことをやっちゃいます。

奥井委員： 分かりました。ありがとうございました。

望月部会長： あと、私、いいですか。1点だけ、資料で説明されていた、全国の緑地保全の数に対して、横浜がどれだけ占めるかを説明したほうがいいですよ。昨年も一昨年も、緑地保全の新規指定では横浜がダントツです。80パーセントか90パーセントが横浜です。それはこういう施策があるからで、横浜で森を持っている人は、指定を受けることができる。これだけ山がある中で、横浜がダントツで保全の面積が第1位なんです。

高橋委員： その関連で、(グラフの)見せ方としては、みどりアップ計画ができる前から、どんどん緑がなくなっている。その減り具合が、この計画で買い取るようになってから、それが緩和されているグラフの表現であれば、効果があると評価されやすいのでは。

事務局： 計画書の58ページにグラフ、下から2番目が、みどりアップ計画を始めてから指定量が増えています、というグラフです。その下のグラフは、固定資産税上、地目が山林の面積が毎年どれだけ減ったかを示しています。棒グラフが下にいくほど、その年に減った量が

多いことを示します。これを見ていただくと、みどりアップ計画を始めた平成 21 年度以降ぐらいから、大体、年間 10 ヘクタール前後で、それ以前と比べると、1 年当たりの地目、山林の面積の減少量が鈍化しています。

高橋委員： もう少し昔からでもいいのかなと思います。統計がなければしょうがないですけど。高度成長期以降、こうしてどんどん開発されていって、横浜の人口はどんどん増えて、そうした中で急激に減ってきたけれども、みどりアップ計画が検討され、実施される頃から、減り方が遅くなっていったという話で。そういったグラフがあると、アピールするにはいいのかなと思いました。だから、固定資産税のデータ、きつこういうものは他の市町村の人たちも、つまり都市化が盛んな所も横浜のデータを見ながら、なるほどというふうに理解できる。ただ、一般市民はなかなかちょっと理解するには難しい。もう少しドラスティックなグラフがあったらいいなと思いました。

事務局： 税制調査会の議論の中でも、望月先生が効果について言っておられました。

望月部会長： そうです。スタートアップのときに議論していて、横浜の樹林地は、確か、全部合わせて 2500 ヘクタールぐらいでした。だからその中で、この 10 年間で 900 ヘクタール指定できたというのは、私はすごい実績だと思っています。単に指定を受けただけですから、地主さんは民間の人なんです。その人たちが持っていて、その人たちが指定を受けて、さまざまな助成を受けるという形で、その方々は残したいと考えているから指定を受けるわけです。最初の計画では、大体 1000 ヘクタールぐらいだったと思います。1000 ヘクタールぐらいを 10 年間でやれるといいねという話で、計画を立てたと記憶しています。だから、これはすごいことなんです。900 ヘクタール分を、持っている人たちが、緑を残していくために指定を受けているということです。そういうことをやはり数字できちんと見せる。

高橋委員： とても分かりやすく、みどり税を負担いただいている理由というか、効果があることを証明できれば。

望月部会長： そうです。いくら役所がいい制度ですよと説明しても、それは山を持っている人にとってみれば、メリットがなければ、絵に描いた餅にすぎませんから。やはりメリットがあるということを皆さんに実感してもらおう。

高橋委員： 市民にいい環境が横浜にはあるんだと思ってもらえるような形で、みどり税が市民のために使われているんだと、地主さんでもですけども、市民の人たちが納得するようになるんじゃないかなと。やはり横浜の人口など、増えているデータを出すと、開発はいろいろされて、マンションも建ったりしているけれども、樹林地については減り方がみどりアップ計画実施以降は少なくなっていることがアピールできるといいですね。

事務局： 先ほどの国土交通省のデータですが、平成 28 年度が全国で 2700 ヘクタールぐらいです、特別緑地保全地区の土地。多分、本市分が増えていていると思います。

望月部会長：そう、ほとんど横浜ですね。

事務局： ざっくり 3000 弱ぐらいで、うちが 1 割ぐらい増えています。

岩本委員： こちらに書いてあるものは全部、集約されていて、素晴らしい計画だと思っていますが、先ほど、望月先生のご意見で、市街化調整区域と市街化区域のご説明で、全体を話していただき、私の身の回りでも、望月先生のお話のようなことが全部、起きています。一つ一つ話すと、また長くなってしまいますので。その中でやっぱりみどり税ということについても、私も、地域の人達といろんな形で話し合いをする場があるんですが、非常にこのみどり税はいいことだということで、これからもどんどん、またこの計画を進めてもらいたいという意見が出ていまして、具体的にいろいろありますが、この前の三連休のときに、われわれの森へ大勢の方が来られて、駐車場がいっぱいになるほどでした。若いカップルの方、年配のご夫婦の方、大勢の方が来られました。話をしてみると、この森はいい森だなんて言っていたらと、私たちも本当にうれしくなりました、帰りに車の中から頭を下げて、「ありがとうございます」と言って、手を振っていただいたり。毎朝、森のほうへ行きますと、いつもの常連の人に会うのですが、いつも本当に、「きれいにさせていただいてありがとうございます」と言っていただき、私たちも皆様に感謝していただいて、本当にうれしく思っております。

先ほど、高橋委員のほうから言っていたように、維持管理ということに対しても、また、今後の会議の中で意見述べさせていただきたいと思うんですが、こちらのほうに書いてありましたが、この制度も、私の身の回りのこの森には全部、あります。それに対して一つ一つ、また話をしていくと時間がないので、その都度また、お話しさせていただきますが、非常に素晴らしいことで、市民の森や特別緑地保全地区、それぞれの特徴が全部、書いてありますが、一遍にまた、市民の森にはできないとか、いろいろな役所の事情もあろうかと思っておりますので、これらの制度が全部、私たちの周りに何十ヘクタールとあるわけですが、実際、私たちの森を見ますと、空気はおいしいし、本当に新緑の時等、作業をしていても、本当に気持ち良く、来ていただいた方も非常に喜んでいただいております。

市街化区域、調整区域の一長一短、あろうかと思っておりますが、こういう形で行政の方に指定していただいて、私たちはある意味では喜んでおります。この様な地域に住まわせていただいているということで、これからもいろいろまた、行政の方々にご指導いただいて、こういう制度をどんどん推し進めていただきたいと思いますと思っております。

先ほどの維持管理のお話もありましたが、横浜市全体の市民の森の連絡会という会議ありましたが、そこでもいろんな意見が、今の高橋さんのような意見が出まして、議論しました。これから、みどりアップのこともいろいろまた、検討していただけたらと思います。

高橋委員： 森を育む人材の関係ですが、森づくりボランティアの個人登録数は減る傾向にありますか、増える傾向にありますか。

事務局： 登録してから 3 年間、何も活動されないままで、ずっと登録だけにならないように、3 年間を限度にしています。3 年経過して自動的に解除されていく方もいますが、新規登録と合わせて維持をしている格好になります。ただ、新しく取り組みに関わってくださっている方は増えています。

高橋委員： 分かりました。その中で愛護会など森づくりの活動団体に行かれた場合には、その森づくりボランティアの個人登録から変わるんですか。

事務局： いえ、個人登録をしたまま、加入いただくことも可能なので、完全にその方が今、個人のままなのか、団体へ入られているのかは全部が把握できていませんが、個人のままでも活動に入っている方が一部いると聞いています。

奥井委員： そういう登録された方は、ご自分で団体を選ぶんですか。それとも、マッチングみたいなものはあるんですか。

事務局： 森づくり活動体験会というのをやっております。当初9回を予定していたところを、天候の関係で1回中止になり、8回行方見込みです。今度の3月には池辺市民の森の愛護会の方たちと調整させていただいて、愛護会の活動に個人登録されている方を10名程度募集して、お連れして、愛護会にとってはお手伝いの人が来てくれる、個人の方にしてみると、活動場所が得られるという、Win-Winのイベントを行っています。そこで体験して、このまま続けたいという方は団体登録されてもいいですし、または、第8回は金沢自然公園を予定していて、このような形で色々な所を転々と個人登録のまま、色々な森に関わりたいと参加していただいている方もいらっしゃいます。

高橋委員： 去年から森づくりの体験会が開催されるようになって。頻繁に個人登録された方にはメールでニュース（森づくり体験会のお知らせ）が来るようになって。それで行ってみたいとか、団体とのマッチングというか、活動機会が広がるのがいいのかなとは思っております。

望月部会長： これ、すごくいいんですね。愛護会の皆さんはメンバーが顔見知りになっていて、高齢化が進んでいるんですね、話を聞いていると。どこもかしこも、若い人で力仕事ができる人、男女問わず、非常に不足している。それで、若い人の参加も求めたいと愛護会の皆さんは言うけれども、実質的に何か活動をするかという、残念ながら、愛護会のメンバーは高齢化しているので、高齢者のネットワークしかない。ところが、このように市が中に入って、体験できますよと言うと、そこでまさにマッチングができるんです。距離がある人であれば、こういう所にフリーでポンと来られるので、興味があって、ここがいいなと思ったら、そこにポンと入ってこられる。どういうことやるかというのも、これで体験できるので。そうすると、今度は、この愛護会の皆さんも、この人はこの間来た人だというので認知もされていて、じゃあ、新しいうちのメンバーになりませんか、高橋さんが言ったように、これはとてもいいんです。人のネットワークを広げるという意味では、とても大事な試みです。

奥井委員： おっしゃるとおりで、実はうちの父も上郷森の会に入っていて、会長をしばらくやっていました。もうほとんど70オーバーで、SNSなどは全くやりません。ネットワークがないから、高齢化するばかりで、ついこの間、どこかの息子さんが入って、ちょっと若返りしたくらいです。

望月部会長：若い人たちはみんな、スマホで連絡するでしょう？ お年寄りのほうは、そんなスマホなんて。これまでと変わらず、電話や、顔見知りのネットワークだから、どこに行っても、愛護会の皆さんの話を聞いていると、高齢化が進んで若い人に入ってもらいたい、近くの人たちでもいいし、遠くの人でもいいから入ってもらいたいって言うけれども、こういうものがなかったのが、新規募集ができていない。だから、そういう意味ではこれをやるのは非常に効果がありますね。

高橋委員： そういうときに手伝ったり、なにかしたりするという形で、ぜひとも役に立ちたいと思う大学生もいます。横浜市大とかでもボランティアを支援するような組織があるんです。学生たちが何かボランティアをしたいということもあるかもしれないので、こういう体験会の情報を大学などに流してみるといいのかなと。興味がある人たちは自分で見るでしょうけども。そのときは、その活動団体に入らずずっと活動しなくていいですよ。非常勤のような、今回は助けてと言うと、みんな、ボランティアで行くとか、学生さんも自分たちの都合の中で行くとか、そういう中でもっと深く活動へ入っていく方もいますし。

ポイントは、大学生さんたちは就職するのに面接試験があって、自分はこんなボランティアをして、環境に対する意識、そういうことも言いたい。つまり、それだけでも面接官の印象、例えば、実際に今の企業では、環境に対する取り組みなどを一生懸命やっているので、そういう学生だったら採ろうかなという話になる。大学にそういう話をして、掲示板に貼ったりすると、学生がすぐ集まってくる。ニューズレターみたいなもので、あまり負担を掛けない形で連絡し、3年間とか2年間の体験会、活動団体へのボランティアというような形でやると、彼らは、どこそこでボランティアを何回しましたとか、そういう話になる。受け付ける活動団体の手助けにもなる若い人が来れば、またちょっと違う形になるし、将来的に、ずっとやってくれるかどうかは分かりませんが出会いがあります。

事務局： そうですね。代替わりして、また続くかもしれないですね。

高橋委員： そうすると、助かるんじゃないかなと思います。

岩本委員： 非常に素晴らしいご意見だと思いますね。

望月部会長： 本当に高橋さん、よくご存じで。本当なんです。私も、学生に就職のネタづくりにボランティアに行けと言うんですけど。サークル活動とかをやって、外向性のあるやつはもうそういうことを適当にやっているんです。ところが、真面目で、なかなかそういうことができない子は、こういうものがあると、うまくつなげるんです。真面目なので、きちんとやってくれます。2～3回だけでもいい。就職のアリバイ作りでもいい。体験することで現実的にそういうものがあると認識しますから、行ってみてこうだったと、学生がよく言います。だから、大学のネットワーク、横浜市内の大学にその情報を提供するというのはとても大事だと思います。

岩本委員： 現場でやっぱり、私ども会員の中で一番若い人で今、63歳ですかね。会員全体では70代の人为主で。現場作業している人ばかりですから、みんな、力はあるし、草刈りでも何でも、もうバリバリやっています。でも、やっぱりちょっと重たい物等、この間も切った

木を運んだり、台風 19 号でいろいろな木が倒れましたので、それをみんなで運びましたが、そういうときにはやっぱり、こちらのボランティアとは別の形で、力のある若い人が来て手伝っていただくようなやり方とか、いろいろな形の若い人の応援などもいただければありがたいですね。今までの体験会とはまた違う、高橋さんが言われたような形もあるのかなと思いました。

望月部会長：次世代につなぐために、人材を養成するのはとても大事なことです。若い人に関心を持ってもらうには、やっぱりこういう取り組みを地道にやっていくというのがとても大事で、非常に重要な役割だと思っておりますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

高橋委員：ネーミングも考えて、「(森づくり) ボランティア体験会」とか、「(森づくり) ボランティア募集」のような。学生さんたちには、ボランティアは「就職に役立つ」というようなアピールを入れて説明会をさせていただいたほうがいいと思います。部活になってもいけないので。

望月部会長：いや、部活でいいんですよ。募集をするときに、ボランティア体験をしたことのない人、どうぞ、来てくださいと言うのがいいと思います。ただ、とんでもない格好で来る可能性はあります。

事務局：その辺りは申し込みいただいた際に、それぞれの方にご連絡して、スニーカーも最近はお断りしてしまっていて、やはりトレッキングシューズなどの、しっかりした靴で来てくださいますと安全管理をよびかけています。けがをされてしまうと元も子もないので。

望月部会長：おっしゃるとおりです。

望月部会長：その他でご意見あるいはご質問ありますでしょうか。よろしいでしょうか。岩本委員、ぜひ検討してほしいものはありますか？

岩本委員：そうですね。森全体がだんだん、大きくなってきていると思います。先ほど土砂災害についても申し上げましたが、いわば、維持管理ですね。繰り返してしまっていますが、私どもの身の回りでは、小規模な市民の森や、ふれあいの樹林などが増えてきているという情報はいただいております。具体的に名前を出さないにしても、それぞれの森の維持管理に対して、今後、考えていかなければいけないのかなと思っております。

具体的には、電線に掛かっている枝の対応を電力会社にお問い合わせすると、その周りをちょっと切るだけ。すると、枯れ葉だとか、歩道にいっぱい落ちて、そちらの方は、道路管理者の土木事務所からどういうふうな意見が出るのか分かりませんが、やはりそのあたりの維持管理が今後、必要になってくるんじゃないかなと思います。ですから、先ほどの取組をどんどん進めていただいて、それと同じくらい、維持管理もよろしくお願ひしたいと思っております。

望月部会長：どうもありがとうございました。ちょうど 45 分になるところですので、他になければ、事務局のほうにお返しします。

事務局：貴重な意見、本当にありがとうございました。それでは、議事次第について終了いたしましたので、横浜みどりアップ計画市民推進会議第 12 回「森を育む」施策を検討する部会を終了いたします。どうもありがとうございました。

| | |
|------------------|---|
| | 一同： ありがとうございました。 |
| 資 料 ・ 特記事項 | 次第、名簿 資料1 横浜みどリアップ計画[2019-2023]の取組内容について |